

定 款

2026 年 6 月 30 日

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目 5 番地

太洋物産株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、太洋物産株式会社と称し、英文では TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 下記商品の貿易業、売買業、問屋業、仲立業及び代理業
 - (1) 米、麦類及び米麦粉、蕎麦、豆類、雑穀、澱粉、油脂類、製油原料、菜種等子類、種苗、野菜、果実、茶葉、食肉、魚介藻、葉たばこ及び製造たばこ類、その他の農畜産物、水産物
 - (2) 油粕、肥料、飼料及びそれらの原料
 - (3) 砂糖、塩缶詰類、酒類、醤油、乾物、その他の食料飲料
 - (4) 調味料、香辛料、甘味料等食品添加物、塩、食用油、乳製品
 - (5) 家畜、家禽等動物、各種ペット、花卉、植木等植物
 - (6) 鉄鋼、特殊鋼、非鉄金属及びそれらの製品、鉱産物、セメント
 - (7) 石炭、天然ガス、石油、その他の燃料及び石油製品
 - (8) 繊維原料、糸、織物、衣服等の繊維製品、毛皮、皮革及び皮革製品
 - (9) 天然ゴム、木材、パルプ、紙類
 - (10) 船舶、車輛、航空機及び部品、計測器、金属加工機械、電気、電子機械、電子部品、記録媒体、通信機器、家庭用・産業用電気機械器具、産業用ロボット、建設等産業機械、運輸運搬機械、食品加工及び調理機械器具、金物
 - (11) 化学工業薬品、農業薬品、火薬、毒物、劇物薬、医薬品、医薬部外品、漢方薬、染料、顔料、装身具、日用品雑貨、古物
 - (12) ビタミン、カルシウム、アミノ酸、クエン酸、ロイヤルゼリー、プロポリス、植物繊維、酵母等を主成分とした健康補助食品
 - (13) 家具、什器備品、文房具、出版物、印刷物及び映像物
 - (14) 各種スポーツ用品、遊戯具及びその部品
 - (15) 防犯・防火・防災・医療・救急に関する用品、用具、機器及びシステム
 - (16) 貴金属、宝石、美術工芸品
- 2 前号に関連する製造加工業
- 3 飲食業並びにそれらの事業を営む子会社の経営管理
- 4 農林水産業及び畜産業
- 5 倉庫業、陸上輸送業、海上輸送業、航空輸送業、運送取扱業及び運送代理業
- 6 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術、コンピュータソフトウエア、コンテンツの取得、企画、制作、賃貸、販売、運用及び請負業
- 7 オフィス・オートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事及び保守管

理業

- 8 情報の収集・処理及び提供、その他の情報サービス業及び放送事業
- 9 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証・引受、債権の売買及びその他の金融業
- 10 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資売買業及び商品投資顧問業
- 11 スポーツ施設、工業技能教育施設、医療施設、介護施設、薬局、飲食店の経営、旅館業及び旅行業
- 12 各種イベントの企画及び運営
- 13 労働者派遣事業
- 14 発電機、蓄電池の販売、電力の売買、発電及び電気の供給
- 15 土木、建設工事の設計監理及び請負業
- 16 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
- 17 総合リース業及びその仲介業
- 18 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 19 前各号に関連する顧客の仲介、斡旋業務
- 20 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、検査、分析及びコンサルティング業
- 21 前各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,500,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及びこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部

について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査

等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役、執行役員及び相談役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役、執行役員、相談役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会は、議決権に加わることのできる取締役の過半数が出席し、取締役会の決議は、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、

重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。

（監査等委員会規則）

第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以 上

2026 年 6 月 30 日

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目 5 番地

太洋物産株式会社

代表取締役社長 松島 伸介